

新所有者の氏名をご記入ください。法人の場合は社名をご記入ください

様式第2号

記入例

共同住宅等の戸別検針及び戸別徴収等に関する協定書

2部ご記入し、ご提出ください

坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業長 齊藤 芳久 (以下「甲」という。)と
水道 太郎 (以下「乙」という。は

埼玉県坂戸市千代田一丁目1番18号 水道マンション の

戸別検針及び戸別徴収事務について、坂戸、鶴ヶ島水道企業団共同住宅等の戸別検針及び戸別徴収の取扱いに関する特別措置規程(以下「共同住宅等の特別措置規程」という。)第5条の規定により、次のとおり協定を締結する。

第1条 受水槽及び直結給水増圧装置(以下「増圧装置」という。)以降に設置する水道メーター等(親メーターと受水槽及びメーターバイパスユニットと増圧装置の間で甲が特に認めた水道メーターを含む。)は、甲が貸与するメーターとする。

2 甲が貸与した水道メーターの管理は乙が行うものとし、管理義務を怠ったために水道メーターを忘失又は棄損した場合は、その費用を乙が負担するものとする。

3 甲は、戸別検針及び戸別徴収事務に必要があると認めるときは、水道メーター付近の施設を調査し、乙に対し、適当な措置を指示することができる。

第2条 給水装置及び受水槽以降の流末装置(水道メーターを除く。)に係る維持管理は、すべて乙の責任において行うものとする。

第3条 甲は、受水槽の清掃、漏水その他の理由で、親メーターにより計量された使用水量が、戸別に計量された使用水量の合計水量を超えた場合、その差額を乙から徴収することができる。

2 増圧装置を設置する施設については、前項の規定を適用しない。ただし、メーターバイパスユニット以降の施設で漏水等異状水量が見られた場合、親メーターを設置し、前項の規定を適用するものとする。

第4条 乙は、次項、第3項に該当するときは、坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業給水条例(以下「給水条例」という。)、坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業給水規程(以下「給水規程」という。)及び共同住宅等の特別措置規程の規定により、所定の届出をしなければならない。

2 次の各号の一に該当するときは、あらかじめ届出をしなければならない。

- (1) 水道の使用を開始又は中止するとき
- (2) 管理人を選定したとき
- (3) 管理人に変更(住所、電話等の連絡先を含む)があるとき

共同住宅の所在地と名称をご確認ください

- (4) 乙の、住所又は電話等の連絡先に変更があるとき
- (5) 共同住宅等の名称又は水道メーターの個数等の変更があるとき
- (6) オートロック及び錠を取り付けるとき、又はその暗証番号及び錠の変更があるとき
- (7) 協定を解除するとき

3 乙は、共同住宅等を他に譲渡し、名義を変更したとき、又は分譲住宅等で、管理組合を設立し、その代表者が決定又は変更したときは、速やかに甲に届け出なければならない。

4 甲は、前項の届出があったときは、新たに協定を締結するものとする。ただし、管理組合においてその代表者の変更については、この限りではない。

5 前第1項、第2項及び第3項の届出を怠ったために生ずる問題は、すべて乙の責任とする。

第5条 甲は、乙がこの協定に違反したときは、その理由の継続する間、親メーター検針により水道料金を乙から徴収する。

2 甲は、前項の親メーター検針を行う場合、文書により乙に通知するものとする。

第6条 本協定の有効期間は、令和 年 月 日から令和 年 3月 31日までとする。ただし、有効期間満了前30日までに甲又は乙から協定の更新について異議の申し立てがないときは、更に1年間協定を更新するものとし、以後も同様とする。

第7条 本協定に定めのない事項については、給水条例、給水規程及び共同住宅等の特別措置規程の規定によるものとする。

第8条 本協定に疑義を生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。
この協定の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

令和 年 月 日

協定締結日を企業団にて記入しますので、日付は全て記入しないでください

埼玉県坂戸市千代田一丁目1番16号
甲 坂戸、鶴ヶ島水道企業団

企業長 齊藤 芳久 印

乙 埼玉県坂戸市千代田一丁目1番17号

水道 太郎 印

法人の場合は、社名及び代表者名をご記入ください。

新所有者名及びご住所を記入いただき、捺印をお願いします